

令和5年 滑川町農業委員会 第10回総会 議事録

召集月日	令和5年10月16日(月)				
開 会	令和5年10月25日(水) 午前9時30分				
閉 会	令和5年10月25日(水) 午前10時30分				
議 長	北堀高茂	代理議長		仮議長	
各 委 員 出 席 状 況					
農 業 委 員 (14名中14名出席、0名欠席)					
1	神田徳子	出席	8	西澤 泉	出席
2	吉田 昇	出席	9	赤沼 裕	出席
3	齋藤哲男	出席	10	金子修治	出席
4	北堀 高茂	出席	11	杉田京子	出席
5	高柳幸夫	出席	12	宮島正重	出席
6	田幡只夫	出席	13	金井 茂	出席
7	贅田基司	出席	14	井上 富子	出席
農地利用最適化推進委員 (9名中9名出席、0名欠席)					
下福田	小林幸夫	出席	伊古	能見義夫	出席
上福田	堀口幸男	出席	中尾・水房	石川光男	出席
山 田	贅田昭雄	出席	羽尾1	大塚幹雄	出席
土 塩	杉田美信	出席	羽尾2	須澤郁夫	出席
和泉・菅田	紫藤清司	出席			
参 与 者			書 記	菅野真未	
議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。					
会議録署名委員	13番	金 井 茂	14番	井上 富子	

第 10 回 総 会 審 議 議 案

日程第 1		議事録署名委員の指名
日程第 2	議案第 38 号	農地法第 5 条（知事）について
日程第 3	議案第 39 号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について（利用権設定・農地中間管理権設定）
日程第 4	議案第 40 号	農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について
日程第 5	議案第 41 号	農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認について
日程第 6	議案第 42 号	農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について

顛 末

○開 会

事 務 局 皆さん、おはようございます。令和5年第10回の農業委員会総会を始めさせていただきます。農業委員の欠席はありません。農地利用最適化推進委員の欠席もありません。最初に北堀会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。令和5年度第10回の総会に、お忙しい中ご出席いただきまして大変ありがとうございます。また、本日提案された議案ですが慎重審議をお願い致しまして、私の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事 務 局 それでは総会を始めさせていただきます。滑川町農業委員会会議規則第4条で会長は会議の議長となり議事を整理するとございます。北堀会長に議長をお願いして進めて参りたいと思いますので、宜しくお願い致します。

議 長 滑川町農業委員会会議規則により、議長を務めさせていただきます。只今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。令和5年滑川町農業委員会第10回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日出席の農地利用最適化推進委員は、9名中9名でございます。質疑がある場合は、挙手後、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号13番金井委員、議席番号14番井上委員にお願い致します。

なお、会議書記は事務局の菅野主任にお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議長 日程第2、議案第38号「農地法第5条について」を議題と致します。なお番号1につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」に該当する委員がおられますので、該当委員についてはご退席をおねがいします。

(該当委員の退席)

議長 事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第38号「農地法第5条(知事)について」をご説明いたします。今月の申請件数は3件1,316㎡の転用申請が審査対象となります。議案書の一部に変更がございますので、机の上に置かせていただきました議案書に差し替えをお願いいたします。それでは番号1を説明、朗読させていただきます。議案書は1頁、図面は議案第38号資料1-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号1、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、499㎡になります。農地の区分は10ha未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第2種農地と判断致します。申請人ですが譲渡人は、○○○町大字○○○×××番地×××、□□様です。譲受人は○○○町大字○○○×××番地×××○○○、□□□様と□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権30年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。なお、本申請地は、以前に農振農用地、青地の農地でしたが、令和5年10月4日に区域除外がされています。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 ありがとうございます。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2番 1班班長2番吉田です。現地調査を10月21日土曜日午前8時

半から農業委員4名、推進委員3名にて行いました。担当も私なので詳細を報告いたします。現地の方は、〇〇〇の〇〇〇を北に×××キロ程行ったところの〇〇〇を左に曲がり〇〇〇の方に向かい、×××キロ程行ったところを右に曲がった×××mほど行ったところになります。現地は境界等もしっかりしていきまして、周りも□□□さんの土地等なので問題ないと思っております。理由書がありますので読ませていただきます。私は現在、〇〇〇町の借家アパートに妻と暮らしております。両親も高齢になり実家を継ぐために住宅を検討することといたしました。住宅を検討するにあたり、両親に相談したところ、祖父所有の土地の中で家業の農業を手伝う点、自然を感じられる場所であり、両親が高齢になったとき実家が近ければ安心できる点などを考慮し探していたところ、実家の近隣の土地が希望に合い一番適切と考えました。なお、工事施工に関して付近住民には絶対に迷惑かけません。上記のような理由により申請に至っております。申請地に1日も早く自己用住宅を建築したいと思っております。何卒、ご許可の程よろしくお願いいたします。また、計画書で排水等の計画、資金調達などの書類も揃っております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 〇〇〇地区担当推進委員の□□□です。よろしく申し上げます。まず今回申請の□□□さんの受人の□□□さんは□□□さんの孫にあたります。そういう中で調査を行いました。その結果、境界杭についてもちゃんとされておりました確認することができました。それから周辺地域への影響も親族の方の土地が多く、家もあります。そういう中ですので問題ないと考えます。よろしくようお願いいたします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおりで許可相当とするこ

とに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 38 号番号 1 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

(該当委員の復席)

議長 続きまして議案第 38 号番号 2 について事務局説明をお願いいたします。

事務局 続きまして番号 2 を説明させていただきます。議案書は 1 頁、図面は議案第 38 号資料 2-①から③と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、395 m²になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請人ですが 譲渡人は、〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××〇〇〇、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権永年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。

2 番 1 班班長 2 番吉田です。現地調査を 10 月 21 日土曜日午前 8 時半から農業委員 4 名、推進委員 3 名にて行いました。詳細につきましては、担当地区の委員をお願いいたします。

3 番 3 番、担当委員の□□□です。農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用の申請案件でございます。譲受人の□□□氏は現在、〇〇〇のアパートに住んでおります。譲渡人の□□□氏は、〇〇〇町の〇〇〇に居住しております。申請地の住所でございますが、滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××地目は畑でございます。面積は 395 m²で市街化調整区域でございます。場所につきまして

は〇〇〇から〇〇〇を〇〇〇方向に進行し、〇〇〇さんの先を右折し×××mぐらい登って頂上に着きましたら、右折し×××mほど進んだ右側が申請場所でございます。転用計画の目的でございますが、資金を金融機関から調達し、自己用住宅を建設するということでございます。理由書がございますので、読ませさせていただきます。私、□□□は妻と2人家族で埼玉県比企郡〇〇〇町大字〇〇〇×××番地〇〇〇の賃貸住宅に居住しています。将来子供が欲しいと考え、かねてより自己の住宅を建設したく計画していましたが、また親の面倒を見なくていけないので実家の近くで土地を探しておりました。検討地1 検討地2ともに滑川町都市計画法に基づく開発行為許可等の基準に関する条例第7条を満たしていないことがわかり、建築不可となりました。このことについて親に相談したところ将来親の面倒を見るならば、実家近くにある土地があるので、その土地を提供するとのお話をいただきました。この土地に住むことができれば、親の面倒を見ることができ、また、私達の子供が生まれたときに世話を頼める距離となり、お互いにサポートできると考えました。当該土地が建築可能か調べたところ、市街化調整区域の農地でしたが、滑川町都市計画法に基づく開発許可の基準を満たしていることがわかり、この農地を転用し、住宅を建築することを計画しました。以上の理由で、当該土地の自己住宅を建設したく農地法第5条第1項の規定による許可申請をいたします。何卒、農地転用許可を賜りますようお願いいたします。という内容でございます。申請の土地に一般住宅を建築し使用賃貸権を設定し許可が下り次第、永年の設定とする内容でございます。建物の土地利用計画図で排水に関しましては、建物の周囲に4ヶ所、雨水浸透枳を設置します。汚水については合併浄化槽5人槽を設置する内容でございます。各書類といたしましては、資金調達計画書、開発行為許可申請書、都市計画法第32条第1項などの同意申請等添付されております。転用をするにあたり付近の土地、作物、家畜の被害の概要につきましては、付近に被害がないよう十分配慮いたします。万が一被害が

生じた場合には責任を持って対処いたします、との内容でございます。地域の人口が減少する中でUターンして地域に住んでいただくことは、その地域の人たちがエネルギーをもらい活性化すると考えます。今回の案件に関しましては特段問題がないと考察いたします。ご審議の程宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございました。他には。

推進委員 ○○○地区担当推進委員の□□□です。宜しくお願いします。

今、農業委員さんが説明した中でほとんど問題ないと思いますが、私も境界等を確認させていただきました。問題ありません。それから周辺農地ですが特に耕作しているのがこの家の水路の東側です。これがちょうど○○○と○○○の境ぐらいで農地は○○○になります。この耕作をしている方も問題ありません。宜しくお願いいたします。

議長 ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおりで許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第 38 号番号 2 については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。

議長 続きまして議案第 38 号番号 3 を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 続きまして番号 3 を説明させていただきます。議案書は 1 頁、図面は議案第 38 号資料 3-①から④と記載されているものをご確認下さい。それでは説明致します。番号 3、申請地は比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番×××、畑、農振地域内の農地、422㎡になります。農地の区分は 10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、第 2 種農地と判断致します。申請

人ですが、譲渡人は〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は〇〇〇市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、使用貸借権永年を設定し、自己用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議の程宜しくお願い致します。

- 議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんよりお願い致します。
- 2 番 1班班長2番吉田です。現地調査を10月21日土曜日午前8時半から農業委員4名、推進委員3名にて行いました。詳細につきましては、担当地区の委員にお願いいたします。
- 14 番 はい担当委員の14番、井上です。現地調査の説明をさせていただきます。申請場所につきましては〇〇〇を右折して〇〇〇を〇〇〇〇〇〇方面に向かい×××キロほど行ったところを右折して×××mほど行ったところの右側が申請地です。申請目的は譲受人の□□□さんが譲渡人の□□□さんの所有する土地に自己用住宅を建築するためです。理由書がありますので読ませていただきます。私は〇〇〇市にある私の両親の実家に妻と2人の子供と4人で住んでおります。将来、私自身の年齢や、さらに家族のこと、また子育ての面や部屋が手狭になったこと、妻の高齢になる父母のことを考え、滑川町の妻の実家近くで住宅建築の計画を立てました。当初は妻の父母との同居を考えましたが、妻の父母は現在の家に大変愛着があり、取り壊すことについては精神的に大きな抵抗があること、実家の増築や建て替えはできないと結論付けました。なかなか希望の土地が見つからず困っていたところ、妻の父母と相談し、妻の実家隣地の義父所有地の一部の使用承諾いただき、開発指導に合うよう分筆の上、申請地に選定いたしました。近くに住めば、私達の子育てを手伝ってもらえることや介護が必要になった際、助け合えるメリットがあります。私は土地建物の所有しておりません。以上の理由により5条申請をいたします。面積は422㎡です。建築計画は明確にできております。資金面も

確保されております。排水は集落排水に接続します。雨水は浸透施設を設置いたします。万が一被害が生じた場合は速やかに善処いたします。以上です。ご審議の程宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他には。

推進委員 ○○○担当の推進委員の□□□です。21日調査に来ました。境等も確認ができ、別に問題ないと思われます。審議の方よろしく申し上げます。

議 長 はい、大変ありがとうございます。

ただいま班長さん、担当委員さん及び担当区域の推進委員さんから、詳細な説明をいただきました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。

それでは無いようですので、申請のとおりで許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、議案第38号番号3については、許可相当と決定し埼玉県知事に意見を送付いたします。日程第2議案第38号は以上となります。

議 長 日程第3、議案第39号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・農地中間管理権設定)」を議題といたします。本議案につきましては、複数の委員が計画に関係しております。農業委員会等に関する法律第31条第1項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容の全体説明をしていただき、その後、該当委員にご退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第39号農業経営基盤強化促進法による農用地

利用集積計画について(利用権設定、農地中間管理権設定)をご説明いたします。議案書の2頁、議案第39号資料をご用意ください。それでは表紙を1枚めくってください。今回は86筆196,886㎡となります。内訳は3年・賃借1筆16,730㎡、6年・賃借1筆3,659㎡、10年・賃借83筆175,723㎡、10年・使用貸借1筆774㎡となります。詳細につきましては、もう一枚めくっていただいた頁以降の調書に、借り手、貸し手、土地の所在等をまとめております。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認いただいたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思います。本計画において、町農政部局より農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていることを確認している旨の報告も受けております。ご審議を宜しくお願い致します。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。よろしいですか。それではないようですので、この件について、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ですので、この件につきましては計画のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、整理番号56番、□□□委員さんについては退席をお願いいたします。

(該当委員の退席)

議 長 それでは56番、この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。はい、それではないようですのでこの件について、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成ですので、この件につきましては計画のとおり承認することに決定いたしました。□□□委員は帰席をお願いいたします。

(該当委員の復席)

議 長 続きまして、整理番号94番□□□委員さんの審議をいたします。□□□委員さんは退席をお願いいたします。

(該当委員の退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですので、この件について、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、この件については計画のとおり承認することに決定いたしました。□□□委員さんは帰席をお願いいたします。

(該当委員の復席)

議 長 続きまして、整理番号 108 番、□□□委員さんは退席をお願いいたします。

(該当委員の退席)

議 長 それではこの件につきましてご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですので、この件について、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。□□□委員さんは帰席をお願いいたします。

(該当委員の復席)

議 長 議案第 39 号については全て計画のとおり承認することに決定いたしました日程第 3 は以上となります。

議 長 日程第 4、議案第 40 号「農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について」を議題といたします。本議案につきましては、3 名の委員さんが事業に関連しております。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項に規定に「議事参与の制限」がございますので、事務局から議案内容すべてについて説明をしていただき、その後、該当委員さんに退席いただき審議を行いたいと思います。そのような審議の方法で皆様よろしいでしょうか。

(委員より、意義なしの声あり)

それではそのような形で進めさせていただきます。事務局より、説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 40 号「農地中間管理事業法による農用地利用集積等促進計画について」をご説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 40 号資料をご用意ください。農地中間管理機構として指定されている公益社団法人埼玉県農林公社は、農用地利用集積等促進計画を策定し、農地を土地所有者から借り受け、担い手にまとまりのある形で再貸付を行う事業行っています。期間の更新や貸付者の変更の場合も、この計画に基づくこととなります。この再貸付の計画について、農業委員会の意見を求められております。今回の計画では、畑 10 筆 6,865 m²、田 70 筆 150,659.24 m²の合計 80 筆 157,524.24 m²の計画となります。詳細については、資料の促進計画(案)をご確認ください。新たに借り受ける人が一番左側の欄、既に誰かが借りている土地については、真ん中あたりに氏名が書かれているものになります。なお、今回の審議に当り、議事参与制限に係る委員の方がいらっしゃいます。先ほど会長からご確認頂いたように、該当委員にはお手数ですが退席をいただき、各審議をお願いしたいと思っております。ご審議宜しくお願い致します。

議長 事務局より説明が終わりました。この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですのでこの件について、計画案に承認することに賛成の方が挙手をお願いいたします。全員賛成ですので、この件につきましては、計画のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして整理番号 17 番□□□委員さんには退席をお願い致します。

議長 この件につきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それではないようですので、この件につきまして計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、この件につきましては計画のとおり承認することに決定いたしました。□□□委員さんは帰席をお願いいたします。

(該当委員の復席)

議 長 続きまして整理番号 21 番、□□□委員さんについては退席をお願いいたします。

(該当委員の退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですので、この件について、計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、この件については、計画のとおり承認することに決定いたしました。□□□委員さんは帰席をお願いいたします。

(該当委員の復席)

議 長 続きまして、整理番号 25 番□□□委員さんは退席をお願いいたします。

(該当委員の退席)

議 長 この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。よろしいですか。それではないようですので、この件について計画案に承認することに賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成ですので、この件については計画のとおり承認することに決定いたします。□□□委員さんは帰席をお願いいたします。

(該当委員の復席)

議 長 議案第 40 号については全て計画のとおり承認することに決定いたしました日程第 4 は、以上となります。

議 長 日程第 5、議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認について」を議題と致します。それでは事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第 41 号「農業経営基盤強化促進法に関する基本的な構想の変更承認について」を説明致します。議案書の 4 頁及び議案第 41 号資料をお手元にご用意ください。制度の詳細及び案件の説明については、産業振興課の農林商工担当が行います。

宜しくお願い致します。

町担当 はい、皆様、改めまして、こんにちは、産業振興課、農林商工担当の綾と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。内容といたしまして、議案第 41 号、滑川町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見につきまして、41 号の資料に基づき、説明をさせていただきます。滑川町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想とは何かと申しますと、こちらは国の経営基盤強化促進法及び埼玉県における農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に基づきまして、町の農業経営における効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、また地域において育成すべき多様な農業経営の目標等について、農用地の利用の集積や、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じているものでございます。なぜ、農業委員会の皆様に、お話をするのかといいますと、基本構想の変更にあたり、委員会の同意を頂きたく、この席に説明に参った次第でございます。それでは、早速でございますが議案第 41 号につきまして、4 点説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

①今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更につきましては、国の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」が一部改正されたことに伴いまして、町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を一部改正するものでございます。基本構想の主な変更点でございますが、法の改正に伴う「農業を担う者の確保及び育成に関する事項」の追加、及び「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項」の削除でございます。新旧対照表の 9 から 12 ページ、33 から 35 ページでございます。内容につきましては、農業を担うものの確保や新規就農者への支援等につきまして、各機関がどんな役割をするものか、より具体的に記述した内容となっております。

②それから、同様に国の法改正に伴いまして、協議の場の設定、区域の基準等の事項等を追加するものでございます。新旧対照表の 17 から 33 ページでございます。

③同様の国の

法改正に伴いまして、利用権設定等促進事業に関する事項を削除し、基本構想変更後も令和6年度末まで事業を実施できるよう附則を変更するものでございます。新旧対照表17から28ページと37ページでございます。利用権設定の廃止に対応する内容となっております。④県の基本方針の変更に伴い、農用地の利用集積に関する目標値を変更するものでございます。新旧対照表13ページとなっております。目標値を上げていくということで、現状の42%から45%へと引き上げております。以上が今回改正の主な変更点でございます。説明につきましては以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 只今、産業振興課農林商工担当より詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、基本構想の変更について承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

全員賛成ですので、基本構想の変更について承認とし、滑川町長に回答致します。議案第41号の審議を終わります。日程第5は以上になります。

議長 日程第6、議案第42号「農地法第3条の3について」を議題といたします。事務局は説明をお願いします。

事務局 事務局より議案第42号「農地法3条の3(相続等による権利移動)について」を説明いたします。議案書の5頁、議案第42号資料と記載されているものをご用意ください。今月の届出案件は1件、5,245㎡になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第3条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させていただきます。番号1、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、525㎡外5筆、田畑合計5,245㎡になります。位置については議案第42号資料1をご確認ください。届出者ですが〇〇〇町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。

届出事由は相続による農地の所有権取得によるものです。補足として受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議 長 はい。ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。それでは無いようですので、それでは議案第 42 号の質疑を終了いたします。日程第 6 は、以上となります。

議 長 本日の総会に付議された議案は全て終了致しました。それでは、閉会にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(委員より異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。滑川町農業委員会、令和 5 年第 10 回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力ありがとうございました。

事務局 北堀会長、議事進行お疲れ様でございました。委員の皆様におかれましても慎重審議をありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

職務代理 お忙しい中ご出席いただき慎重審議をありがとうございました。これを持ちまして令和 5 年第 10 回総会を閉会いたします。

会 長 どうもありがとうございました。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和5年11月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 金 井 茂

署名委員 井 上 富 子